

新宿区個人情報保護管理運営会議（第2回）概要

開催日時・場所

令和8年5月22日（金） 午前9時15分～午前9時45分
本庁舎3階 庁議室

出席会員等

寺田副区長（会長）、総合政策部長（副会長）、地域振興部長、文化観光産業部長、健康部長、みどり土木部長、都市計画部長、会計管理者、総合政策部区政情報課長、情報戦略課長

《 議事概要 》

1 審議内容

新宿区個人情報保護管理運営会議の組織及び運営に関する要綱第3条第3号に掲げる事項

【審議事項】

- (1) L o G o フォームの利用に係る外部結合について（手続の追加）
⇒ 承認
- (2) クラウドストレージサービス（Box）の利用に係る外部結合について（情報項目の追加）
⇒ 承認
- (3) 国外転出者向けマイナンバーカードに係るオンライン申請受付に関する外部結合について
⇒ 承認
- (4) マイナンバーカードと在留カード等一体化に係る外部結合について
⇒ 承認
- (5) ふるさと納税ポータルサイトサービスの導入に係る外部結合について（結合先の追加）
⇒ 承認
- (6) 新宿区における住宅の耐震化の現状調査業務に係る外部結合等について
⇒ 承認
- (7) 新宿ゴールデン街地区のまちづくりに係る業務委託について（委託内容の変更）
⇒ 承認
- (8) e L T A X 納付導入に係る共通納税 IFS との外部結合について
⇒ 承認

【サイバーセキュリティに関する専門的な知見を有する者からの主な助言】

運用上及びシステム上の情報保護対策について、サイバーセキュリティに関する専門的な立場から、以下のような助言を受け、反映した。

- ・ふるさと納税のポータルサイトでは、不正アクセスにより、カード情報や個人情報（氏名、住所、メールアドレス）の流出が度々発生しているため、事業者のセキュリティ確保の状況については定期的に確認しておくこと。
- ・2023年にJ-LISのバグによりチラシの誤送付が発生していたため、区民情報と照らし合わせる際には事前に区で管理している情報とも整合性を持って対応すること。

【発言】

・審議事項（４）について

- ・会長（寺田副区長）：今後、マイナンバーカードと在留カード等を一体化した「特定在留カード」が交付されるとのことだが、旧マイナンバーカードと旧在留カードの返納についてはどのように行うか。

また、一体化後の特定在留カードについて、マイナンバーカード、在留カードの機能がそれぞれ失効した場合、どのような取扱いとなるか。

・区政情報課長

：一体化後の特定在留カード交付と引き換えに、旧マイナンバーカードと旧在留カードは返納していただくことになります。区が旧マイナンバーカードと旧在留カードを回収した場合、旧在留カードについては、区から入管庁に発送する予定です。また、一体化後の特定在留カードをご自宅に直送を希望された方については、ご本人から自治体（旧マイナンバーカード）もしくは入管庁（旧在留カード）に返納をいただくことになります。

特定在留カードは、在留カードにマイナンバーカード機能が付与されたものとなるため、大元となる在留カード機能が失効した場合、付随するマイナンバーカード機能も失効します。一方、マイナンバーカード機能が失効した場合は、在留カード機能は有効となります。

・審議事項（６）について

- ・会員（寺田副区長）：今回、建築台帳データや地籍図・登記簿データ等をまとめてデータベース化するが、来年度以降データの更新はどのように実施するか。

・区政情報課長

：今回作成しているデータベースを基に、新たに補助金交付した耐震改修件数の反映等、来年度以降は区職員が随時更新していく予定です。

・審議事項（７）について

・会員

：今回、再委託事業者が追加となるが、委託事業者と再委託事業者の役割分担はどのようになっているのか。また、それぞれの情報セキュリティ対策はどのように行うのか。

・区政情報課長

：はじめに、委託事業者と再委託事業者の役割分担についてです。

現在、当該地区のまちづくり支援業務を委託している「首都圏総合計画研究所」は、都市計画のコンサルタントとして、まちづくり協議会の運営支援、まちづくりルール策定の支援等を行っていますが、今回、当該地区で行う新たなまちづくりルールの検討にあたり、専門性を有する地区画整理事業等の検討も必要となるため、再委託を行うものです。

次に、セキュリティ対策についてです。

区と委託先との間での登記事項証明書の受渡しについては、紛失等を防止する観点から、窓口で直接手渡しを行います。個人情報の管理方法については、委託先及び再委託先で施錠可能なキャビネット等に保管し、関係者以外が閲覧できないよう適切に管理を行うほか、電子データとして取り扱う場合には、ID・パスワード等によるアクセス制限を講じ、不正アクセスの防止を図ります。また、区から提供した登記事項証明書は1年ごとに区に返却し、不要となった情報を適宜返却又は消去することとしています。

区においても、個人情報の取り扱いに関わる確認記録票等を用いて、委託先および再委託先のセキュリティ対策や運用状況について責任をもって確認・監督を行います。